

議案第三十三号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号イ中「千円」を「二千円」に改め、同号ロ中「千二百円」を「二千円」に改め、同号ハ中「千六百元」を「二千四百円」に改め、同号ニ中「二千五百円」を「三千七百元」に改め、同項第二号イ中「二千四百円」を「三千六百元」に、「三千九百元」に、「五千五百円」を「六千九百元」に、「七千二百円」を「一万八百元」に、「三千円」を「三千八百円」に、「四千元」を「五千元」に改め、同号ロ中「千六百元」を「二千四百円」に、「四千七百元」を「五千九百元」に改め、同項第三号中「四千元」を「六千元」に改める。

付則第二条の三中「同条第六項から第十項まで」の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同法第四十条第六項から第十項まで」を「公益法人等（同条第六項から第十一項まで」に、「同法第四十条第三項」を「同条第三項」に、「財産（同法第四十条第六項から第十項まで」を「財産（同法第四十条第六項から第十一項まで」に改める。

付則第三条及び第三条の二を次のように改める。

第三条及び第三条の二 削除

付則第三条の二の二を削る。

付則第四条第一項中「平成二十七年度」を「平成三十年年度」に改める。

付則第六条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車に対する道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ					
	三千九百円	六千九百円	一万八百円	三千八百円	五千円
	四千六百円	八千二百円	一万二千九百円	四千五百円	六千円

2 前項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

付則第十一条第一項及び第二項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

付則第十三条第一項中「第十六条及び」を「第十六条第一項及び第二項並びに」に改める。

付則第十五条から第十六条までを削り、付則第十七条を付則第十五条とする。

（港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十二年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

付則第十三条の三の改正規定中「したものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

(港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成二十五年港区条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中付則第十六条の改正規定を削る。

第二条のうち付則第三条第四項及び第三条の二第四項の改正規定を削り、付則第十三条の二の改正規定中「租税特別措置法」を「第三十七条の十第一項」に、「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」を「第三十七条の十一第一項」に改める。

付則第一条第三号中「及び第十六条」及び「並びに付則第三条第三項の規定」を削り、同条第四号中「付則第三条第四項」を「付則第三条第三項」に改め、同条第五号中「付則第三条第五項」を「付則第三条第四項」に改め、同条第六号中「付則第三条、第三条の二、第三条の六」を「付則第三条の六」に、「付則第三条第六項」を「付則第三条第五項」に改める。付則第三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項

とする。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港区特別区税条例付則第三条及び第三条の二の改正規定、同条例付則第三条の二の二を削る改正規定、同条例付則第四条及び第十一条の改正規定、第二条及び第三条の規定並びに次条第一項の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例付則第二条の三の改正規定及び同条例付則第十五条から第十六条までを削り、付則第十七条を付則第十五条とする改正規定並びに次条第二項の規定 平成二十七年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第三十八条の改正規定並びに付則第三条及び第五条（第一条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第六条に係る部分を除く。）の規定 平成二十七年四月一日

四 第一条中港区特別区税条例付則第六条の改正規定並びに付則第四条及び第五条（新条例付則第六条に係る部分に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

五 第一条中港区特別区税条例付則第十三条の改正規定及び次条第三項の規定 平成二十九年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、平成二十六年
度以後の年度分の区民税について適用し、平成二十五年度分までの区民税については、なお
従前の例による。

2 新条例付則第二条の三の規定は、平成二十七年度以後の年度分の区民税について適用し、
平成二十六年分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第十三条第一項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の区民税について適用
し、平成二十八年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例第三十八条第一項及び第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の軽自動
車税について適用し、平成二十六年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第四条 新条例付則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動
車税について適用する。

2 平成十五年十月十四日前に初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六
十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽
自動車税に係る新条例付則第六条第一項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあ
るのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

第五条 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第三十八条第一項及び新条例付則第六条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新条例第三十八条第一項第二号イ	新条例付則第六条第一項の表以外の部分	三千九百円	三千九百円	六千九百円	一万八百円	三千八百円	五千円	
		三千百円	三千百円	五千五百円	七千二百円	三千円	四千元	
第三十八条第一項第二号イ	第三十八条第一項	港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第 号。以下この項において「平成二十六年改正条例」という。）付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項						平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項第二号イ

三千九百円	三千九百円	六千九百円	一万八百円	三千八百円
三千五百円	三千五百円	五千五百円	七千二百円	三千円
四千円	四千円	四千元	五千元	五千元

2 前項の規定の適用がある場合における新条例第三十八条第二項及び新条例付則第六条第二項の規定の適用については、新条例第三十八条第二項中「前項」とあるのは「港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第 号。以下「平成二十六年改正条例」という。）付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、新条例付則第六条第二項中「前項の」とあるのは「平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の」と、「付則第六条第一項」とあるのは「平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の」と、「付則第六条第一項」とあるのは「平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の」とする。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行による租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。